

令和3年度豊田市立平井小学校いじめ防止基本方針

【基本理念】

みんなが安心して過ごせる温かな居場所「平井小」
～豊かな人間性や社会性をもつ子の育成～

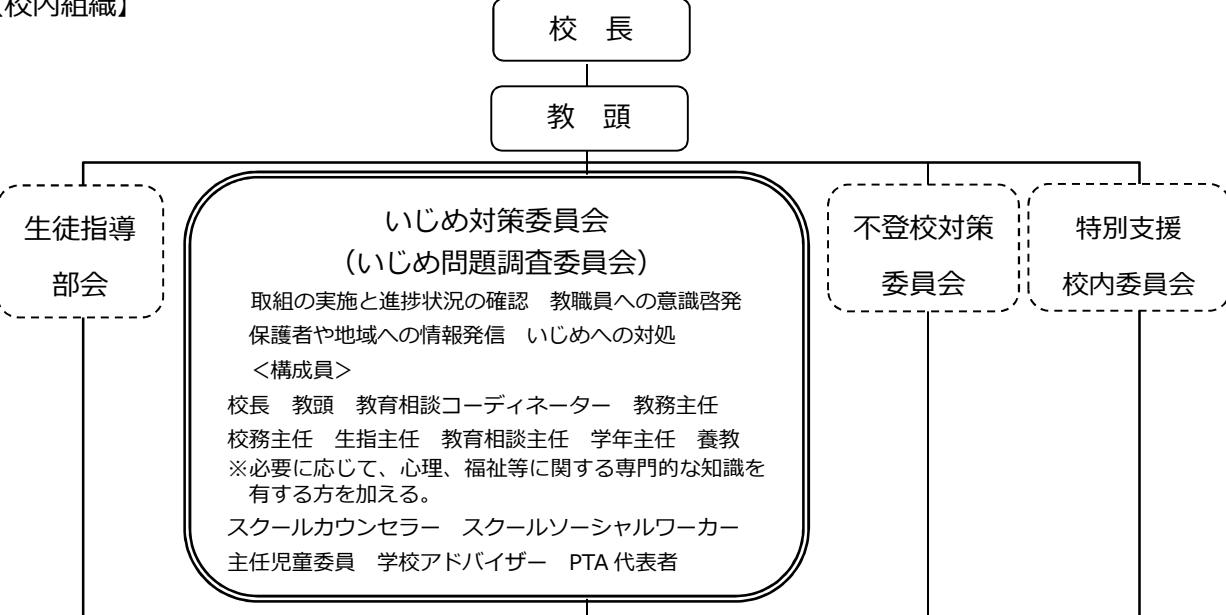
【いじめ防止の基本的な考え方】

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの児童も、被害者にも加害者にもなりうる。これらの基本的な考え方を基に教職員が日ごろからささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

何より学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。児童一人一人が大切にされているという実感をもち、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。こうした中で、教育活動全体を通じて行う道徳教育や交流活動、体験活動の充実を図り、自己肯定感や自己有用感を高め、互いに尊重し、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

いじめ防止対策組織

【校内組織】



子どもを語る会（平井っ子を語る会）

情報を全職員で共有し、指導方針の共通理解を図る。

- ・生活アンケート（ハートフルアンケート）
- ・いじめアンケート（ミニアンケート）
- ・教育相談（ハートフル週間）
- ・心の相談活動

【家庭・地域との連携】

- ◇PTA児童育成委員会
- ◇民生委員・児童委員
- ◇学校アドバイザー
- 教育相談
- 担任との連絡帳
- 担任との電話連絡
- 学年だより
- 学校ホームページ



対応・対策

【関係機関との連携】

- ◇市教育委員会学校教育課
- ◇市いじめ防止対策委員会
- ◇市青少年相談センター
- ◇スクールソーシャルワーカー
- ◇家庭教育アドバイザー
- ◇警察署スクールサポート
- ◇県児童相談所
- ◇弁護士
- ◇医師

【いじめの未然防止】～いじめを生まない土壤づくり～

- (1) いじめを「しない」、「させない」、「許さない」という人間性豊かな道徳的心情を育てる。
- ① 「いじめに関する道徳資料集」や「応援メッセージ」(平成27年度、平井いいじめ防止委員会作成)を活用するなど「特別の教科 道徳」の授業の充実を図る。
 - ② 詩集「みんなと共に生きる～心の歌～」(平成27年度、平井いいじめ防止委員会作成)を読み聞かせをして、いじめ防止や人権啓発に活用する。
 - ③ 朝会で校長による全校講話を行う。
 - ④ 朝会や学年集会、学級会などで、児童にいじめの対応について具体的に説明する。
 - ⑤ 人権週間に伴う校長講話及びビデオの視聴、全校一斉道徳を実施する。
 - ⑥ 児童の活動や努力を認め、自己肯定感・自己有用感を育む授業や教育活動を推進する。
 - ⑦ 情報モラル教育を推進し、児童が正しいネットやSNSの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。
 - ⑧ 新型コロナウイルス感染症に関するいじめや偏見、差別をなくすように学校全体で指導する。
- (2) 他人を思いやることができるように、交流活動を通じて、より強い人権感覚を育てる。
- ① 異学年交流(やまびこ班活動)
 - ② こども園や幼稚園の園児との交流活動
 - ③ 地域老人クラブの方々を講師とした「昔遊び」学習
 - ④ やまびこ集会における委員会の発表
- (3) 感動する心、生命に対する畏敬の念、他と共に生きようとする心を育てる。
- ① 朝の会や帰りの会における友達の良さを認め合う「いいとこ見つけ」
 - ② 生活科や理科の授業における草花や野菜の栽培活動、チョウの飼育と観察
 - ③ 総合的な学習における体験活動
 - ④ 「やまびこの森」や「自然観察の森」などでの自然体験活動
- (4) 年間計画を作成し、計画的な取組を推進する。

【いじめの早期発見】～小さな変化も見逃さない敏感な気付き～

- (1) 日々の観察
- パルクとよた発行の「いじめ・人間関係トラブルの早期発見チェックポイント」を活用
- ◇ 朝の会 (登校時間、参加態度、健康観察時の表情・反応)
 - ◇ 授業 (宿題、授業に必要な学用品の準備、学習への参加態度と集中度)
 - ◇ 休み時間(友人関係、過ごし方、遊びの様子や表情、衣服の乱れ、道具の後始末)
 - ◇ 清掃時間(仕事分担、取り掛かり状況、道具の割当、活動状態、後始末)
 - ◇ 帰りの会(参加態度、表情、下校時の様子、形態)
- (2) いじめ実態調査アンケートの実施
- ハートフルアンケートの実施 ※5月及び9月 ミニアンケートの実施 ※4月及び1月
- (3) 教育相談の実施 (ハートフルアンケートを基にしたハートフル週間、適宜必要な教育相談)
- (4) 通学団会を通した交友関係や悩みなどの把握
- (5) 個別懇談会での相談 ※7月及び12月
- (6) 「いじめのサイン発見チェックシート(保護者用)」を学校ホームページへ掲載し、保護者が早期発見できるようにする。
- (7) 児童及び保護者、教職員がいつでも相談できる体制を整備しておく。
- ① 相談窓口の周知
 - 豊田市青少年相談センター TEL 33-9955
 - 県豊田加茂児童・障害者相談センター TEL 33-2211
 - はあとラインとよた TEL 31-7867
 - とよた子どもの権利相談室 TEL 0120-797-931
 - 豊田市子ども部子ども家庭課 TEL 34-3235
 - 豊田市市民福祉部障がい福祉課 TEL 35-6751
 - 豊田市こども発達センター TEL 32-8981
 - 豊田市家庭児童相談室 TEL 35-1152
 - ② 保健だより、相談室だよりの発行
 - ③ スクールカウンセラーや心の相談員による校内巡回及び相談活動

【いじめへの対処】～問題を軽視せずに迅速かつ組織的な対応～

(1) 正確な実態把握

- ① 当事者双方や周囲からの聞き取りを行い、情報収集と記録、いじめの事実関係等に努める。
- ② 関係教職員と情報を共有し、事実について正確に把握するように努める。
- ③ いじめの全体像を把握するように心がける。
- ④ 事案の大小に関わらず早期相談票を活用して情報共有を図る。

(2) 指導体制・方針決定

- ① 教職員全体で共通理解を図り、指導のねらいを明確にする。※平井っ子を語る会
- ② 問題に対して担任だけではなく、いじめ対策委員会を中心に指導体制を整えて対応する。
- ③ 教職員の役割分担を明確にして、組織的に対応する。
- ④ 教育委員会、関係諸機関との連絡調整を密に行う。

(3) 児童への指導・支援

- ① いじめられた児童の保護に努め、心配や不安を取り除く。
- ② 教育的配慮を十分に行った上で、毅然とした態度で加害者児童等への指導を行う。
- ③ 保護者との連携を密に行い、学校と家庭が協力して児童への対応を進める。
- ④ 再発防止に向けて、継続的な支援や見守りを行っていく。
- ⑤ ネット上のいじめがあった場合は、被害の拡大を避けるために直ちに削除する措置をとる。必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。また、道徳の授業や学級活動の時間を活用して、情報モラル教育を強化する。

(4) いじめ解消の目安

いじめが止んだ（解決）と判断できる状態でも、3か月を目安に十分な経過観察と適宜面談等を行い、「いじめ対策委員会」で最終的に「解消」と判断する。

〈いじめ解決の目安〉

- ・いじめを受けた児童が、現在はいじめないと自覚している。
- ・いじめを受けた児童の保護者が、現在はいじめないと判断できる。
- ・周りの児童や教師から見て、現在いじめないと判断できる。

(5) いじめ解消後の対処

「解消」と判断した後についても、経過観察を継続し、必要に応じて面談等を行う。

【重大事態への対処】

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに豊田市教育委員会に報告する。
- (2) 教育委員会の指導を受け、調査組織を設置し、事実関係を明確にする調査を実施する。
- (3) いじめを受けた児童及びその保護者へ適切な情報提供をする。
- (4) 調査結果を教育委員会に報告し、調査結果を踏まえた必要な措置と再発防止策を講じる。

【学校の取組に対する検証・見直し】

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、P D C A サイクル（P L A N → D O → C H E C K → A C T I O N）で見直し、実効性のある取組となるよう努める。
- (2) 教員による「点検と見直しのためのチェックシート」を年2回（7月、12月）実施し、いじめ対策委員会で取組の検証を行う。

【その他】

- (1) いじめの防止に関する校内研修（O J T 研修）を計画し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 「学校いじめ防止基本方針」は4月に保護者へ配布するとともに、ホームページに掲載する。必要に応じて、年度途中に見直しをする。
- (3) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

<取組の年間計画>

	いじめ防止対策組織	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4月 P ↓ D	○「学校いじめ防止基本方針」の内容の確認	○相談室やSCの児童、保護者への周知 ○学級開き、学年開き ○保健指導（心と体の成長） ○1年生を迎える会（異学年交流活動）	○いじめ相談窓口の児童、保護者への周知 ○身体測定 ○「ミニアンケート（いじめアンケート）」	○「学校いじめ基本方針」の配布 ○「学校いじめ防止基本方針」をHPに掲載 ○授業参観
5月	○現職研修①「児童理解と学級づくり」		○「ハートフルアンケート（生活アンケート）」 ○教育相談週間	
6月				○授業参観
7月	○全教職員による「チェックシート」の実施→検証	○福祉実践教室（3年）		○個人懇談会
8月	○中間評価→検証			
9月 D		○情報モラル指導「ネットモラル」（全学年）	○身体測定 ○「ハートフルアンケート（生活アンケート）」 ○教育相談週間	○授業参観 PTAバザー
10月	○現職研修②（ケーススタディ）	○どんぐりごま大会（異学年交流活動）		○学校評議員への学校行事・授業の公開
11月				○やまびこフェスティバル ○保護者への学校評価アンケート
12月 C ↓ A	○全教職員による「チェックシート」の実施→検証	○人権週間（講話、授業） ○赤い羽根募金活動		○個人懇談会
1月 A ↓ P へ		○保健指導（命の大切さ） ○お年玉募金活動 ○やまびこカルタ大会（異学年交流活動）	○身体測定 ○「ミニアンケート（いじめアンケート）」	○授業参観
2月	○自己評価	○6年生を送る会（異学年交流活動）		
3月	○学校関係者評価の結果を検証し、「基本方針」の見直し		□文科省「生徒指導上の諸問題調査」によるいじめ調査	○学校関係者評価委員会で「自己評価」の評価を行う。
通年	○校内のいじめに関する情報の収集（平井っ子を語る会） ○対応策の検討	○やまびこ遊び（異学年交流活動） ○集会における校長講話 ○道徳教育、体験活動の充実 ○分かる授業の充実	○健康観察の実施 ○SCによる相談 ○心の相談員による相談	○あいさつ運動（月に1回）

※いじめが発生した場合の対応については、関係する職員で共通理解を図りながら、対応していく。